

消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書【概要】

毛染めによる皮膚障害

(消費者安全調査委員会)

事案の概要

毛染めは、髪の色を明るくしたり、白髪を黒く染めたりする等、年代や性別を問わず一般に広く行われている。その一方で、消費者庁の事故情報データベースには、毛染めによる皮膚障害の事例が毎年度200件程度登録されている（※1）。

毛染めによる皮膚障害の多くは接触皮膚炎であり、その直接的な原因はヘアカラーリング剤である。ヘアカラーリング剤の中でも酸化染毛剤は、特にアレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすく、このことは、理美容師や皮膚科医の間ではよく知られている。

以上のように、毛染めによる皮膚障害は、直接的な原因は明らかであるにもかかわらず継続的に発生している状況にある。

表 消費者庁の事故情報データベースに登録されている毛染めによる皮膚障害事例の件数の推移

受付年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
皮膚障害 事例件数	154 (18)	196 (44)	238 (36)	201 (29)	219 (39)

(注) 括弧内は、皮膚障害の事例のうち傷病の程度が1か月以上で登録されている件数

毛染めによる皮膚障害の事例

これまで毛染めを行ってきたが、初めて出向いた美容院で毛染めの施術を受けたところ、施術から1週間ほど経った頃、頭皮が赤くなって吹き出物のようなものが現れ、かゆみが出て、髪の毛が抜け落ちたりした。美容院に相談して皮膚科を受診したところ、染毛剤による接触皮膚炎と診断され、今後、1年間は治療を続けるよう言われ、しばらくの間は2週間おきに通院することになった。

40歳代から自宅で毛染めを行ってきた。2年ほど前から毛染めをすると痛みやかゆみを感じたが、市販の薬を塗れば症状は治まるので、これ以上ひどくなるとは思わずに毛染めを続けてきた。今回毛染めをしたら、顔面が赤く腫れ、浸出液が滴る状態になり、初めて医療機関を受診した。これまで、製品の外箱や使用説明書に注意事項が詳しく記載されていることには気付かなかった。



写真 酸化染毛剤によるアレルギー性接触皮膚炎の患者。顔面が赤く腫れ、浸出液が滴っている。

ひどい手荒れのため、皮膚科医で治療を受けていたところ、耳たぶや頭皮にもかぶれの症状が出てきた。なかなか治癒しないため、皮膚科医の勧めで総合病院を受診して詳しい検査を受けたところ、ヘアカラーリング剤に含まれるパラフェニレンジアミン（酸化染料）という物質が原因がかぶれており、他の染料に対しても反応していることが分かった。総合病院の医師からは、酸化染毛剤での毛染めをやめて染毛料に変更するよう言われた。



写真 酸化染毛剤によるアレルギー性接触皮膚炎の患者。耳の周りが赤くただれ、浸出液がにじみ出ており、手指にも症状が出ている。

※1 受付年度別の件数であり、発生年度別の件数ではない。消費者からの申出に基づく情報等を含んでおり、事故調査が終了した事案を除き、消費者庁として事実関係及び因果関係を確認したものではない。

基礎情報

1. ヘアカラーリング剤の種類

ヘアカラーリング剤は毛髪を染めるための製品の総称で、医薬部外品である染毛剤と化粧品である染毛料とに分類することができる。

図 ヘアカラーリング剤の種類



参照 日本ヘアカラー工業会編集「ヘアカラーリングABC」（日本ヘアカラー工業会、平成26年）。一部抜粋。

酸化染毛剤（医薬部外品）

酸化染毛剤は、染毛成分が毛髪の内部深くまで浸透することによって染めるため、染毛料など他のヘアカラーリング剤に比べると色落ちが少なく長期間効果が持続する。また、毛髪に含まれるメラニン色素を分解（脱色）しながら髪を染めるため、染毛成分の違いにより明るい色にも、暗い色にも染めることができる。これらの特徴から、酸化染毛剤は、ヘアカラーリング剤の中で最も広く使用されている。

酸化染毛剤には主成分として酸化染料が含まれる。酸化染料は、毛髪の内部で過酸化水素水等の酸化剤によって酸化されることで発色し、色が定着する。酸化染料の役割を果たす代表的な物質として、パラフェニレンジアミン、メタアミノフェノール、パラアミノフェノール、トルエン2, 5 ジアミン等があるが、これらの物質は、アレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすい物質でもある。

半永久染毛料（化粧品）

半永久染毛料は、染料が毛髪の表層部に吸着することによって毛髪を染める製品である。

代表的な製品であるヘアマニキュアは、脱色を行わないため、酸化染毛剤と比べると髪を傷めにくい。毛髪内にメラニン色素が残っているため、極端に明るい色にすることはできない。また、表面に着色した色素が次第に流出するため、色持ちは染毛剤に比べて短い。酸化染毛剤と比較すると、アレルギー性接触皮膚炎を引き起こすことは少ない。

2. 毛染めによって起こる疾患

毛染めによって起こる疾患は主に皮膚炎であり、かぶれとも呼ばれる。また、皮膚炎だけではなく、まれにアナフィラキシーが起こることもある。

皮膚炎は原因となる物質の作用の違いによって、アレルギー性接触皮膚炎と、非アレルギーの刺激性接触皮膚炎の2つに分かれる。症状が重い場合は外貌が著しく損なわれるため、身体的な苦痛だけでなく、精神的な苦痛を感じたり、仕事や日常生活に支障を来したりし得る。



頭皮から浸出液がにじみ出ている



顔面が赤く腫れあがり発疹が出ている



首筋に発疹が広がっている

表 毛染めによって起こる疾患

類型	非アレルギー		アレルギー	
疾患	刺激性接触皮膚炎		アレルギー性接触皮膚炎	アナフィラキシー
発生の機序	原因物質（刺激物質）の化学的な刺激の強さが、その物質に対する皮膚の許容濃度を超えた場合に生じる		物質に感作した後、その物質（原因物質（アレルゲン））に再度接触したときにアレルギーが現れるようになる	
発症の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰にでも起こり得る ○ 皮膚の状態によって起こったり起こらなかったりする 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 感作が成立した人にも生じる ○ 一旦感作が成立したら、原因物質（アレルゲン）に接触すれば反応が現れる 	
障害組織	皮膚			原因物質（アレルゲン）との接触から短時間のうちに、下の主な症状が複数、原因物質（アレルゲン）の接触部位とは異なる部位にも症状が現れる
障害部位	原因物質（刺激物質）との接触部位	原因物質（アレルゲン）との接触部位。症状が重くなると、接触部位を越えて症状が現れることがある		
主な症状	痛み、かゆみ、発赤、水疱、 ^{せいはう} 湿潤局面が広がり次第に腫れてくる等		^{じんましん} 蕁麻疹、皮膚の発赤、息切れ、咳、動悸、血圧の低下、めまい、腹痛、嘔吐等	
リスク回避	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原因物質（刺激物質）との接触を絶つ ○ 保湿する ○ 物理的な刺激を与えない 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 原因物質（アレルゲン）との接触を絶つ ○ 保湿する ○ 物理的な刺激を与えない 	
診療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炎症やかゆみを抑える（投薬） ○ 原因の特定 ○ 原因への対応 ・原因物質（刺激物質）との接触を絶つ ・保湿する ・物理的な刺激を与えない 		<ul style="list-style-type: none"> ○ ショック症状に対する治療 ○ 原因の特定 ○ 原因への対応 ・原因物質（アレルゲン）との接触を絶つ 	
その他	—		<ul style="list-style-type: none"> ・一旦感作が成立したら、炎症が治癒しても、再度原因物質（アレルゲン）に接触するとアレルギーが現れる 	

3. ヘアカラーリング剤の安全規制

- ヘアカラーリング剤は医薬部外品と化粧品とに分かれており、それぞれの安全規制については医薬品医療機器法等に定められている。
- 日本ヘアカラー工業会が定める「注意表示自主基準」では、必須表示8項目を外箱に表示することとしている。
- セルフテスト（※2）は、消費者が、染毛剤でアレルギーが現れるかどうかを自宅や理美容院で毛染めする前に確認するための唯一の手段である。医薬部外品及び化粧品の中で、消費者に対して使用前に毎回必ずセルフテストを実施することを求める製品は、染毛剤のみである。

表 必須表示8項目

- ご使用の際は使用説明書をよく読んで正しくお使い下さい。
- ヘアカラーはまれに【重い又は重篤な】（1）アレルギー反応をおこすことがあります。
- 次の方は使用しないで下さい。
 - ・ 今までに本品に限らずヘアカラーでかぶれたことのある方
 - ・ 今までに染毛中または直後に気分の悪くなったことのある方
 - ・ 頭皮あるいは皮膚が過敏な状態になっている方。（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）（2）
 - ・ 頭、顔、首筋にはれもの、傷、皮膚病がある方
- ご使用の際には使用説明書にしたがい、毎回必ず染毛の48時間前に皮膚アレルギー試験（パッチテスト）をして下さい。
- 薬剤や洗髪時の洗い液が目に入らないようにして下さい。
- 眉毛、まつ毛には使用しないで下さい。
- 幼児の手の届かないところに保管して下さい。
- 高温や直射日光を避けて保管して下さい。
 - 1 【重い又は重篤な】については、必ずどちらかを選択する。
 - 2 括弧内（病中、病後の回復期、生理時、妊娠中等）は各社判断により例示として表示してもよい。

参照 注意表示自主基準より

4. 理美容師になるための教育

毛染めは、消費者が自らヘアカラーリング剤を購入して自宅で行う場合と、理美容院で施術を受ける場合がある。

また、理容師法及び美容師法では、理美容師でなければ毛染めを業として行うことはできないこととされている。

理容師又は美容師の免許を得るためには、指定養成施設を卒業し、理容師又は美容師の国家試験に合格し、理容師名簿又は美容師名簿に登録されなければならない。理容師及び美容師の国家試験の試験科目は、筆記試験5科目及び実技試験から成る。

毛染め関係の知識や技術を学ぶ科目としては、必修科目として、理容・美容保健、理容・美容の物理・化学、理容・美容理論がある。理容・美容保健では、皮膚科学を全般的に学び、そのうちの皮膚疾患分野には接触皮膚炎に関する事項も含まれる。また、理容・美容の物理・化学では各種ヘアカラーリング剤の染毛のメカニズムや使用上の注意点等を、理容・美容理論では、ヘアカラーリングの安全性、取扱い上の注意及び毛染めの技術等を学ぶこととされている。

※2 染毛剤で毛染めをする前に、染毛剤に対するアレルギー反応を見る皮膚テスト（製品を塗布して、密封はしない。）。染毛剤の製品の外箱や添付文書では「皮膚アレルギー試験（パッチテスト）」と表現されている。しかし、「パッチテスト」という名称と、医師が行う皮膚テストの一種であるクローズドパッチテスト（閉鎖貼布試験）とを区別する必要があることから、本調査においては、消費者や理美容師が染毛剤で毛を染める前に行う皮膚テストのことを「セルフテスト」と呼称することとする。

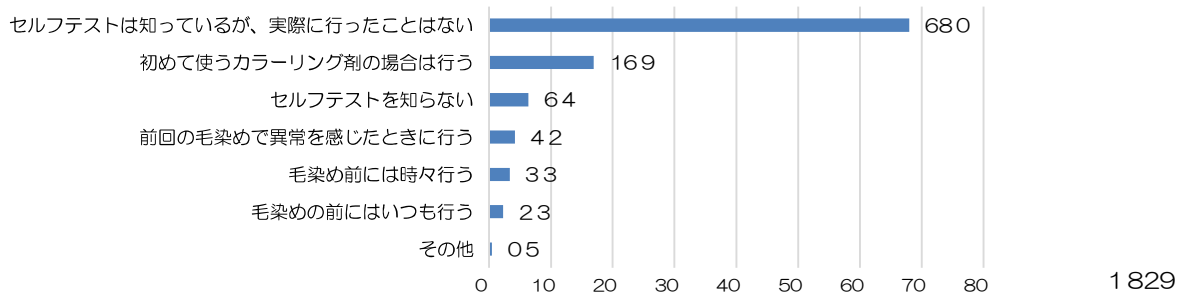
異常を感じた経験の有無

毛染めでかゆみ等の異常を感じた経験の有無について聞くと、自宅での毛染めでは15.9%が、現在通っている理美容院での毛染めでは14.6%が異常を感じた経験があると回答しており、両者で差はほとんど見られなかった。

また、消費者庁の事故情報データベースに登録された事例においても、自宅での毛染めで発生した事例と理美容院での毛染めで発生した事例の両方の事例があった。

セルフテスト実施率

14 あなたは、毛染めを行う前にセルフテストを行ったことがありますか。（複数回答可）



毛染めで異常を感じた時の行動

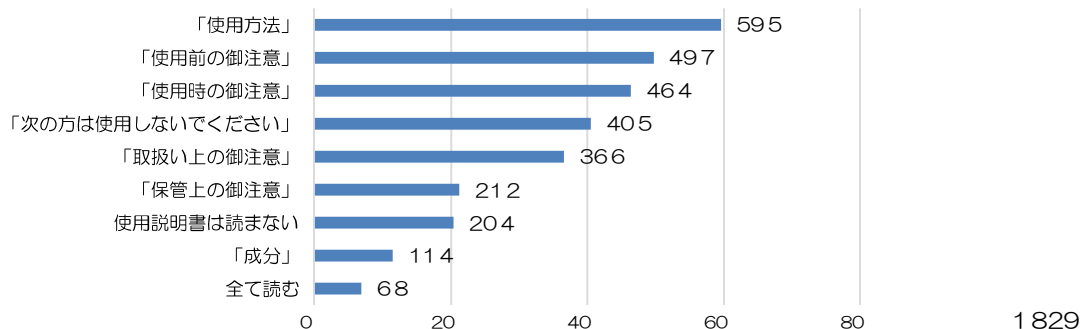
毛染めで異常を感じた経験がある消費者に、異常を感じた後の対処について複数回答を可能として聞くと、「しばらくすると症状が治まったので特に何もしなかった」が理美容院での毛染めでは62.7%、自宅での毛染めでは52.8%であった。染毛剤の使用説明書には、染毛後に何らかの異常を感じた場合は、必ず医師の診断を受けるよう記載されているが、症状が出て「医療機関を受診した」と回答した消費者は、理美容院での毛染めで3.6%、自宅での毛染めで9.7%であった。

また、患者に聴取りを行ったところ、毛染めでかゆみ等の異常を感じたが数日で治まるのでそのまま特に何もせずに何年間も毛染めを続けていたところ、症状がひどくなり我慢できなくなって医療機関を受診した、という事例が見られた。

警告・注意情報への関心

自宅で毛染めをする消費者に、購入したカラーリング剤に添付されている使用説明書を読むかについて複数回答を可能として聞いたところ、「使用説明書は読まない」との回答が20.4%あった。また、使用説明書のうち、「使用方法」の記載部分を読むとの回答は59.5%と過半数あったものの、「使用前の注意」、「使用時の注意」、「次の方は使用しないでください」といった、安全に関する警告・注意表示の部分を読むとの回答は、いずれも半数に達していなかった。なお、使用説明書を全て読む者は6.8%であった。

13 自宅での毛染めについて教えてください。あなたは、購入したカラーリング剤に添付されている使用説明書を読みますか。（複数回答可）



リスクに対する知識・意識

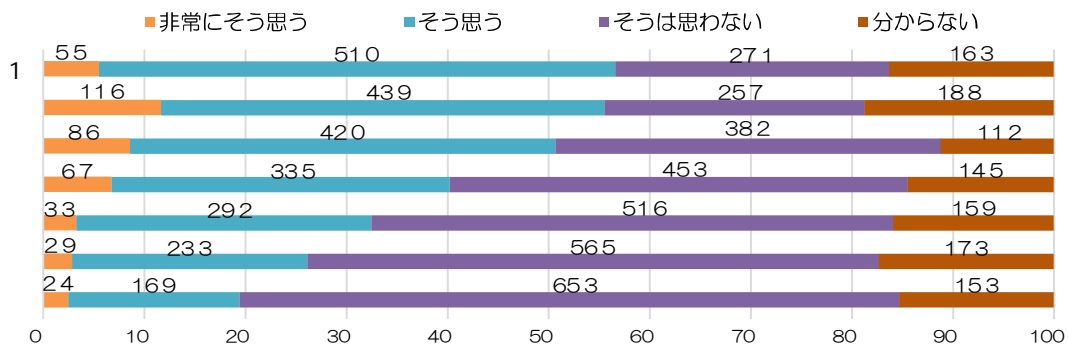
毛染めでアレルギーになる可能性があることを知っているという回答した消費者は62.1%であった。消費者は、染毛剤がアレルギーを引き起こす可能性のある製品であることを一定程度認識しているようだが、一方、32.1%は毛染めについて知っていることはないという回答している。

また、毛染めをして皮膚などに異常が出たことがあるという回答した消費者に聞いたところ、「カラーリングを続けていると、これらの症状は悪化していくと思う」との回答が55.5%、「これらの症状が出た場合、もう毛染めを行ってはいけないと思う」との回答が50.6%あり、毛染めにより異常が見られた際に慎重に考える者が半数程度いることが分かる。その一方、「自宅で染めていて、これらの症状が現れた場合、別の製品に変えれば改善されると思う」が56.6%、「体調が良いときに毛染めすればこのような症状は現れないと思う」が32.5%、「理美容院で染めていて、これらの症状が現れた場合、店を変えれば改善されると思う」が26.2%と、特にアレルギーのリスクに対して十分な認識を持っていない者が見られた。このほか、「症状が現れない人はずっと無症状のままだと思う」とアレルギーについての知識が十分でないことがうかがえる回答が40.2%あった。

加えて、毛染めが原因でアレルギーになることは知っていたが、自分がアレルギーになるとは思っていなかった事例や、頭皮以外にも症状が現れることがあるとは知らなかった事例があった。

これらのことから、消費者は、毛染めに伴うリスクやアレルギーについての知識が十分とはいえず、必ずしもリスクを回避する行動がとられていないことが考えられる。

19 毛染めで皮膚などに出現した異常について当てはまるものを選択してください。



490

- 1 自宅で染めていて、これらの症状が現れた場合、別の製品に変えれば改善されると思う
- 2 カラーリングを続けていると、これらの症状は悪化していくと思う
- 3 これらの症状が現れた場合、もう毛染めを行ってはいけないと思う
- 4 症状が現れない人はずっと無症状のままだと思う
- 5 体調が良いときに毛染めすれば、これらの症状は現れないと思う
- 6 理・美容院で染めていて、これらの症状が現れた場合、店を変えれば改善されると思う
- 7 理・美容院で染めていて、これらの症状が現れた場合、担当の美容師を変えれば改善されると思う

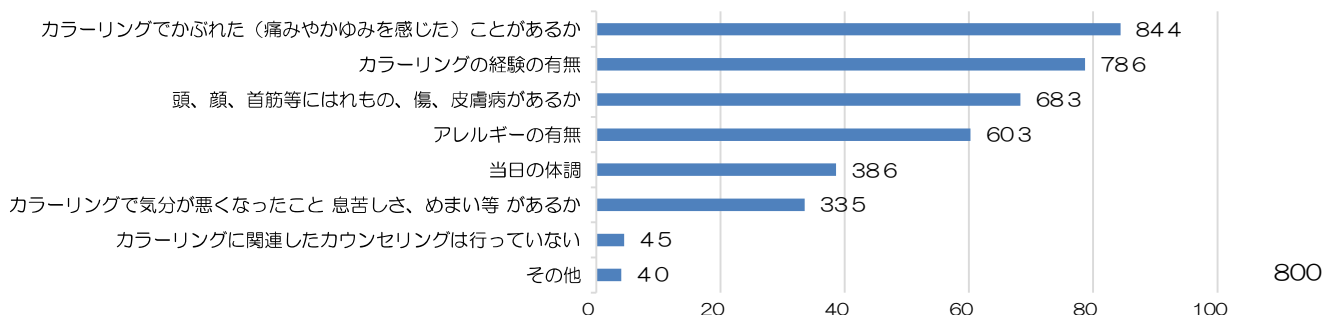
2. 理美容師への調査

顧客に対するカウンセリング

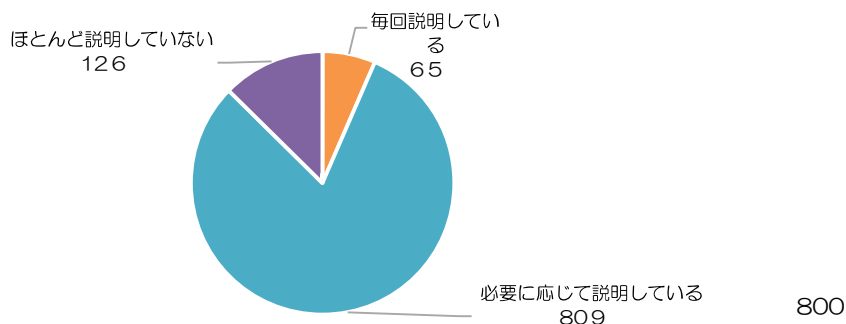
顧客に対するカウンセリングの内容について聞くと、毛染めでのかぶれ経験の有無の確認が84.4%、毛染めの経験の有無の確認が78.6%であった。また、毛染めに伴うリスクについて毎回又は必要に応じて説明しているのは87.4%であった。

また、毛染めを実施する際に特に注意を払っていることを自由記載で回答を求めたところ、顧客の状態に注意を払っている様子が見られる回答が多く見られた。

q3 カラーリングに関連して、どのような内容のカウンセリングを行っていますか。カラーリングを希望するお客様に確認する項目について教えてください。（複数回答可）



q17 お客様に、使用するカラーリング剤のリスクについて説明していますか。

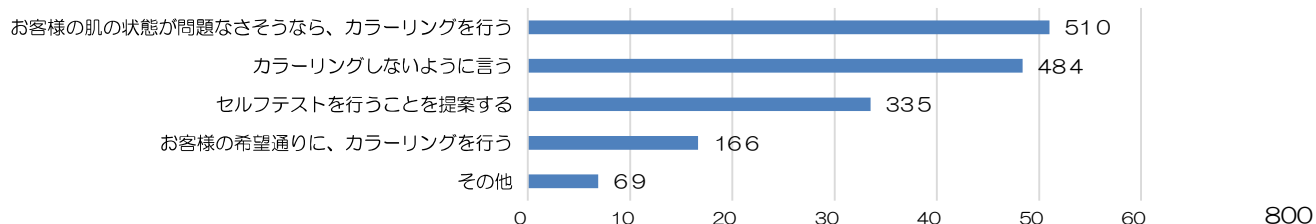


アレルギー性接触皮膚炎になるリスクへの理解度

毛染めで皮膚炎になった経験がある顧客への施術について複数回答を可能として聞くと、「お客様の肌の状態が問題なさそうなら、カラーリングを行う」51.0%、「カラーリングをしないように言う」48.4%、「セルフテストを行うことを提案する」33.5%だった。

理美容師に、セルフテストや毛染めに関する意見や問題意識について聞いたところ、顧客の安全を考えるとリスクを回避すべきと考えていても、顧客の安全と、顧客の要望や経営判断との間で、対応に悩んでいる様子が見られた。

q13 アレルギー症状（かぶれ）が出たことがあるお客様へのカラーリングについて、当てはまるものを選択してください。（複数回答可）

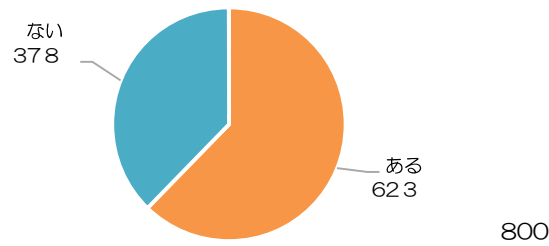


毛染めによって異常が現れた時の対応

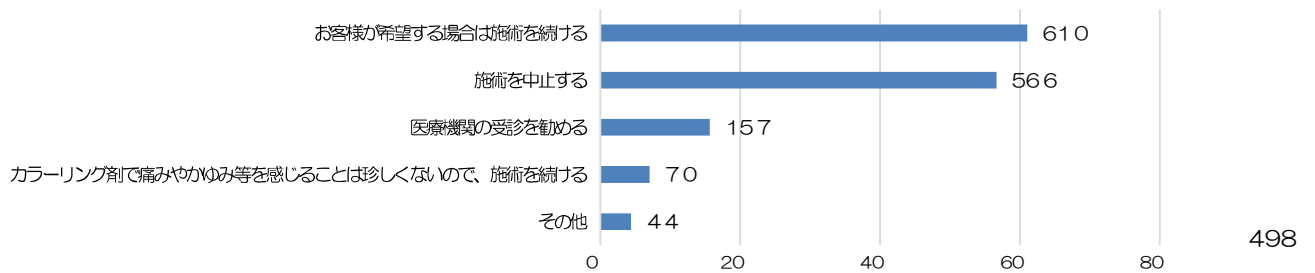
施術中に顧客からかゆみや痛み等の異常を訴えられた経験の有無を聞いたところ、62.3%の理美容師はあると答えている。

顧客から異常を訴えられた際の対応状況について複数回答を可能として聞くと、「施術を中止する」が56.6%であった一方、「お客様が希望をする場合は施術を続ける」との回答も61.0%あった。また、この両方の項目を選んだ者が22.7%あり、顧客の要望に応じて対応している様子がうかがえた。その一方で、「カラーリング剤で痛みやかゆみ等を感じることは珍しくないの、施術を続ける」と不適切な回答をした者が7.0%あった。

Q23 カラーリングの施術中に、お客様から痛みやかゆみ等の症状を訴えられたことはありますか。



Q24 お客様の訴えを聞いた際の対応を教えてください。（複数回答可）



原因評価

1. 消費者側の原因評価

毛染めによるアレルギーのリスクに関して正しい知識が伝わっておらず、消費者の適切な行動に結び付いていないことが考えられる。インターネット調査の結果においても、セルフテストを実施したことがない消費者が7割以上を占め、また、毛染めによるアレルギーの可能性を知っていたにもかかわらず軽微なかゆみや痛みを無視して毛染めを続けるうちに重篤な症状が現れた事例が患者への聴取りの中で散見されるなど、消費者は、リスクを回避するための行動をとるまでには至っていない。

その前提として、まず、毛染めに関するアレルギーの基本的な知識を有していない消費者が存在することが認められる。調査において、毛染めを行っている消費者のうち4割近い者は、毛染めによってアレルギーの症状が現れる可能性があることについて知らなかった。これまで毛染めをして問題がなかったのに症状が現れた事例も確認された。アレルギーについては、それまで異常を感じることなく毛染めをしてきても、突然発症することがあるが、「症状が現れない人はずっと無症状のままだと思う」との回答が約4割見られた。

また、現在毛染めをしている消費者のうち約15%が異常を感じた経験があるとの調査結果や、異常を感じても毛染めを続けた結果重篤な症状が現れた事例から、繰り返し毛染めを行うと次第に症状が重くなる可能性があることや、日常生活に支障を来すほどの重篤な症状が現れ得ることまでは理解していないなど、消費者が被害の程度を過小に評価している可能性が考えられる。

さらに、意思決定に関する心理学等の研究分野において、人は、他人に比べて自分の身には否定的な出来事はあまり起こらないと考える傾向があるとされる。毛染めによってアレルギーになる可能性があることを知っていたが、異常を感じても自分は大丈夫と思い、そのまま毛染めを続けたという事例のように、アレルギーになり得ることをある程度認識している場合でも、自分はアレルギーにならないだろうと思い行動する可能性も考えられる。

2. 理美容師側の原因評価

理美容師の多くは、リスクを回避しようとしていると考えられるが、リスク回避の重要性を認識していても、48時間を要するセルフテストの実施を強く勧めたり、毛染めの最中に異常を感じた場合に施術を中断したりするなど、顧客の要望に反する対応をとることが困難な状況にあることが考えられる。

また、インターネット調査において、「カラーリング剤で痛みやかゆみ等を感じることは珍しいので、施術を続ける」という回答が70%あり、中にはリスクを十分に認識していない者もいた。

3. 調査において判明したその他安全に関する事項

- セルフテストの際に、テスト部位を絆創膏等で覆うことは、感作（※3）を促したり過度のアレルギー反応を引き起こしたりするおそれがあるため、行ってはならないとされている。
- 低年齢のうちに酸化染毛剤で毛染めを行い、酸化染料との接触回数が増加すると、アレルギーになるリスクが高まる可能性があると考えられる。本調査では、低年齢でアレルギーを発症した事例は確認されなかったが、保護者は注意する必要がある。
- かゆみや痛み等の異常の原因が酸化染毛剤ならば、酸化染毛剤の使用をやめるべきである。しかし、それでも毛染めをしたい場合は、医療機関を受診して使用できるヘアカラーリング剤について医師に相談することが有益である。

※3 生体が特定の物質に対して過剰に反応し、生体に接触・侵入した物質に対してアレルギー体質になること。

再発防止

1. 消費者への注意喚起

毛染めによる皮膚障害の発症や重篤化を防止するためには、消費者に対し、酸化染毛剤によるアレルギーのリスクに関する情報提供を行い、正しい理解を深めることで、事前にセルフテストを実施したり、毛染めで異常を感じた場合に施術を中止したりする等のリスクを回避するための行動を促すことが重要である。特に、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等に関する事項について、様々な場を通じて継続的に情報提供を実施すべきである。

自宅のみで毛染めを行う消費者に対しては製品の警告・注意表示が、理美容院で毛染めする消費者に対しては理美容師とのコミュニケーションが大きな役割を果たすと考えられる。また、製品の表示や理美容師とのコミュニケーションだけでなく、様々な場を通じて消費者に対して継続的に情報提供し、社会全体でこれらを共有する環境を作ることも重要である。

2. 製造販売業者の役割

製造販売業者は消費者に対し、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等を伝えるべきである。製品において、製品を使用することによるリスクについての情報は、外箱の表示や使用説明書に記載されている。他方で、製品の外箱への表示については、面積が限られているため、記載する内容は、消費者が製品を購入する際に判断するための警告・注意情報を簡潔かつ分かりやすく表示するという考え方に基つき記載されている。例えば、記載された警告・注意を守らないことによって具体的にどのような症状が現れ得るのか、なぜ毎回セルフテストが必要なのかといったことを、消費者に分かりやすく伝えるものになっていない。消費者がリスクを回避するための行動を選択することを促すためには、使用説明書の記載も含め、リスク等が分かりやすく伝わるような表示や情報提供を工夫すべきである。

また、当然のことながら、これらの情報は、消費者に読まれなければ警告・注意の意味をなさない。したがって、例えば、特に安全に関する重要な情報は、製品を陳列した際に正面となる面に表示したり、症例写真など、より具体的に伝わる情報を整理してウェブサイト上に掲載したりする等、リスクが消費者に的確に伝わるような伝達手段の工夫等を行うべきである。

3. 理美容師の役割

理美容師の多くは酸化染毛剤のリスクを理解しているが、毛染めで異常を感じるのは珍しくないので施術を継続するという理美容師も少ないがいた。

重篤な症状の発生を防止していくためには、まずは、酸化染毛剤やアレルギーの特性、施術の際の留意点、異常が起こった場合の対応策等を、理美容師が知識として確実に身に付け、それを実践していくことが重要である。

調査においては、顧客の要望に反する対応をとることが困難な状況にあることがうかがわれた。毛染めで異常を感じた場合、症状の重篤化を防ぐためには、異常を感じたら適切な対応をとることが必要であり、アレルギーのリスクに対する消費者の理解を深める必要がある。そのために、理美容師にも、顧客とのコミュニケーションの中で、必要な情報を顧客に対して丁寧に説明する役割が期待される。また、施術が適さない顧客に対しては代替案を提示するなど、幅広い知識や対処法を身に付けることで、顧客の理解が得られやすくなることが考えられる。

理美容師の養成課程だけでなく、理美容師免許取得後も様々な機会を捉えて繰り返し学習する機会を設けるなどにより、理美容師が徹底するよう継続的に周知することが重要である。

ヘアカラーリング剤の中で、酸化染毛剤は最も広く使用されている製品であるとともに、最もアレルギー性接触皮膚炎になりやすい製品でもある。アレルギー性接触皮膚炎になると、一旦皮膚炎の症状が治まっても、再度酸化染毛剤を使用すれば再発する可能性が高く、また、そのまま毛染めを続けていると、症状が重篤化し得る。

酸化染毛剤の主成分である酸化染料は、アレルギーを引き起こしやすい性質を有するが、現時点では、代替可能な成分が他に存在しないため、残念ながら、製品の改良によって直ちにリスクの低減を図ることは困難である。そのため、症状の重篤化を防ぐためには、いち早く異常に気付くこと、異常を感じたら適切な対応をとることが必要であり、こうしたリスクや対応策について社会全体で共有されることが重要である。

以上のことを踏まえ、消費者庁及び厚生労働省は、毛染めによる皮膚障害の重篤化を防ぐために次の点について取り組むべきである。

1. 消費者庁長官及び厚生労働大臣への意見

消費者が酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等を理解し適切な行動がとれるよう、以下の事項について様々な場を通じて継続的な情報提供を実施すること。

(酸化染毛剤やアレルギーの特性)

- ヘアカラーリング剤の中では酸化染毛剤が最も広く使用されているが、主成分として酸化染料を含むため、染毛料等の他のカラーリング剤と比べてアレルギーを引き起こしやすい。
- 治療に30日以上を要する症例が見られるなど、人によっては、アレルギー性接触皮膚炎が日常生活に支障を来すほど重篤化することがある。
- これまでに毛染めで異常を感じたことのない人であっても、継続的に毛染めを行ううちにアレルギー性接触皮膚炎になることがある。
- アレルギーの場合、一旦症状が治まっても、再度使用すれば発症し、次第に症状が重くなり、全身症状を呈することもある。
- 低年齢のうちに酸化染毛剤で毛染めを行い、酸化染料との接触回数が増加すると、アレルギーになるリスクが高まる可能性があると考えられる。

(対応策等)

- 消費者は、セルフテストを実施する際、以下の点に留意すべき。
 - ・ テスト液を塗った直後から30分程度の間及び48時間後の観察が必要（アレルギー性接触皮膚炎の場合、翌日以降に反応が現れる可能性が高いため、48時間後の観察も必要）。
 - ・ 絆創膏等で覆ってはならない（感作を促したり過度のアレルギー反応を引き起こしたりするおそれがあるため）。
- 酸化染毛剤を使用して、かゆみ、赤み、痛み等の異常を感じた場合は、アレルギー性接触皮膚炎の可能性があるため、消費者は、アレルゲンと考えられる酸化染毛剤の使用をやめる、医療機関を受診する等の適切な対応をとるべき。

2. 厚生労働大臣への意見

(1) 製造販売業者及び関係団体への周知徹底等

消費者にリスクを回避するための行動を促すため、製造販売業者が消費者に対し、1. に示した酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等を伝えるよう、以下のことを行うこと。

- 製造販売業者及び関係団体に対し、例えば、警告・注意を守らないことによって具体的にどのような状況が発生し得るか、なぜ毎回セルフテストが必要なのかなど、リスク等が消費者に分かりやすく伝わるような表示や情報提供の内容を検討するよう促すこと。
- また、特に安全に関する重要な情報は製品を陳列した際に正面となる面に表示したり、症例写真など、より具体的に伝わる情報を整理してウェブサイト上に掲載する等、リスク等が的確に消費者に伝わるような伝達手段について検討するよう促すこと。

(2) 理美容師への周知徹底等

関係団体に対し、様々な機会を捉えて繰り返し学習する機会を設けるなどにより、以下について、理美容師に対して継続的に周知するよう促すこと。

- 理美容師は、1. に示した酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について確実に知識として身に付けること。
- 理美容師は、毛染めの施術に際して、次のことを行うこと。
 - ・ コミュニケーションを通じて、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について顧客への情報提供を行う。
 - ・ 顧客が過去に毛染めで異常を感じた経験の有無や、施術当日の顧客の肌の健康状態等、酸化染毛剤の使用に適することを確認する。
 - ・ 酸化染毛剤を用いた施術が適さない顧客に対しては、リスクを丁寧に説明するとともに、酸化染毛剤以外のヘアカラーリング剤（例えば染毛料等）を用いた施術等の代替案を提案すること等により、酸化染毛剤を使用しない。

(3) セルフテストの改善の検討

セルフテストの実施により、消費者自身が毛染めによる皮膚障害の発症の可能性が早期に気付き、症状の重篤化を未然に防ぐことができると考えられることから、消費者が実施しやすいセルフテストの方法等の導入の可能性を検討すること。

自分で毛染めをするときの流れ

